

つくば市分別収集計画

(第九期：令和2年度～令和6年度)

令和元年(2019年)8月

つくば市

目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	3
3. 計画期間	3
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	4
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

つくば市分別収集計画

令和元年(2019年)8月1日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済及びライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

つくば市（以下、「市」という。）では、茨城県内で唯一の「SDGs 未来都市」として持続可能な都市の実現を目指している。その実現のために、市民・企業・大学・研究機関そして行政が一体となりその目標に向けた取組をしているところである。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものである。市が委託している民間の最終処分場の残余容量はわずか約5年分と、非常に厳しい状況に置かれている。しかしながら、それ以後の最終処分計画については、未だに検討段階から抜け出せず、最終処分場の延命化は最重要課題の一つである。

このような状況の中、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るという目的で策定したものであり、すべての関係者が一体となって取り組む必要がある。具体的には、市民・事業者については、容器包装の過剰な使用や容器包装廃棄物の排出の抑制に努めることを、行政においては、分別収集の実施や分別基準適合物の調達等である。これを公表することにより、市民・事業者・行政それぞれの役割や取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を、以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクルを基本とした循環型地域社会形成を目指す。
- ・ 分別に対する市民意識の啓発を推進することで資源物とごみとの分別を徹底し、リサイクル率の向上を図る。
- ・ 行政関与の回収と、民間主体の回収とを組み合わせた効率的な資源回収システムを構築していく。
- ・ 分別収集した容器包装廃棄物は、安定的な引渡しと再商品化が継続して行われるようにする。
- ・ 全ての関係者が一体となった取組により、環境負荷の低減を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年(2020 年)4 月を始期とする 5 年間とし、令和 4 年度(2022 年度)に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
排出量の見込み	5,323t	5,380t	5,432t	5,475t	5,522t

(平成30年度処理実績と「つくば市未来構想」に予測された将来人口(外国人人口を含む。)を用いて算出)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

6.1 啓発事業の強化

6.1.1 市ウェブページ等 ICT 機器による情報発信

ごみ処理に関する情報を発信し、市民や事業者が常に情報を見られるようにすることで、日常的な啓発に役立てる。

6.1.2 3R 意識向上のためのイベント等の実施

環境系のイベントにて、リユース品家具の抽選会を実施し、3R意識を向上させる。

6.1.3 エコ・ショップ制度の推進

エコ・ショップ制度を活用し、過剰包装の抑制やリターナブル容器の積極的な利用による容器包装廃棄物の減量、店頭等での容器包装廃棄物の自主回収及び再資源化等に取り組む小売店を、エコ・ショップとして認定し、認定証を交付する。

6.2 環境教育の推進

つくば市環境モデル都市行動計画の施策として掲げている、環境教育の推進を図る。小中学校への環境カリキュラムの導入や牛乳パックの回収、ごみやリサイクルに関する出前講座、ごみ減量に関するコンクール、ごみ処理施設やリサイクル施設への見学会等を実施し、環境教育を充実させていく。

6.3 市民意識の啓発

市民・事業者に対して、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果等、ごみの減量やリサイクルに係る情報を積極的に提供し、意識の向上を図っていく。

また、ごみ排出量の増大や最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増加等といった廃棄物処理に関する情報を提供する。このことにより、市民のごみ問題に対する認識をより深めていく。

6.4 不法投棄に対する取組

山林や空き地への不法投棄を監視及び抑制するため、防犯・環境美化サポーターを設けている。監視カメラの設置や順次巡回を実施することにより、不法投棄に対する抑止力とする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、市民の協力度や市が所有する選別施設の能力等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をするときの容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	古紙(紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(ダンボール)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料やしょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック製容器包装

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	190t		192t		194t		196t		198t	
主としてアルミ製の容器	276t		279t		282t		284t		287t	
無色のガラス製容器	(合計) 415t		(合計) 419t		(合計) 423t		(合計) 426t		(合計) 430t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	415t	0t	419t	0t	423t	0t	426t	0t	430t
茶色のガラス製容器	(合計) 394t		(合計) 398t		(合計) 402t		(合計) 405t		(合計) 409t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	394t	0t	398t	0t	402t	0t	405t	0t	409t
その他のガラス製容器	(合計) 266t		(合計) 269t		(合計) 272t		(合計) 274t		(合計) 276t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	266t	0t	269t	0t	272t	0t	274t	0t	276t	0t
飲料用紙製容器	1t		1t		1t		1t		1t	
段ボール	877t		887t		895t		902t		910t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	(合計) 453t		(合計) 457t		(合計) 462t		(合計) 465t		(合計) 469t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	149t	304t	151t	306t	152t	310t	153t	312	155t	314t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,741t		(合計) 1,759t		(合計) 1,776t		(合計) 1,790t		(合計) 1,805t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,741t	0t	1,759t	0t	1,776t	0t	1,790t	0t	1,805t	0t

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、「つくば市未来構想」に予測された将来人口（外国人人口を含む。）より、次の通り算出した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
238,440人 (対前年度比) 101.4%	240,964人 (対前年度比) 101.1%	243,290人 (対前年度比) 101.0%	245,237人 (対前年度比) 100.8%	247,324人 (対前年度比) 100.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	市の委託業者による定期回収	市（選別・圧縮・保管）
	アルミ製容器			
製 容 器 ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	市の委託業者による定期回収	市（選別・保管）
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙 （紙パック）	市の委託業者による定期回収	市（保管）
	段ボール	古紙 （ダンボール）	市の委託業者による定期回収	市（保管）
ク プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市の委託業者による定期回収	市（圧縮・保管）
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市の委託業者による定期回収	市（選別・圧縮・保管）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

容器包装廃棄物の処理施設については、以下のとおりとする。

かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装や古紙については、つくば市リサイクルセンター内で選別・圧縮・保管（古紙については保管のみ）を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民団体等による再生資源物回収活動は安定的かつ継続的に行われること、また市民のごみ減量の意識高揚が図れるよう、資源物集団回収奨励金を交付する。
- ・ 分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録する。3年後の計画改定時に、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者等からの委員にて構成されたつくば市一般廃棄物減量等推進審議会にて進捗状況や目標達成状況等を報告し、実施状況の検証を行う。
- ・ リサイクルセンター稼働による新体制での収集に協力してもらうため、事前に収集区分の変更等を検討している。それに伴って、市民に、分別等への参画を呼び掛けることにより、環境に対する意識啓発をする。これについては、「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」内で詳細を定める。
- ・ 市民・事業者の理解と協力を得ながら施策を推進する。